

2019年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目

次

問題1（択一式） 1頁

問題2（択一式） 9頁

問題3（択一式） 19頁

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

(2019年度)

問 題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）における農業生産基盤整備に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の(A)に即した収益性の高い農業経営を実現するため、(B)との連携を図りつつ、農地の大区画化、(C)や(D)を推進する。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	特性	市町村	汎用化	水管理の自動化
2	営農戦略	市町村	パイプライン化	畠地かんがい施設の整備
3	営農戦略	農地中間管理機構	汎用化	畠地かんがい施設の整備
4	特性	農地中間管理機構	パイプライン化	水管理の自動化

(問2) 農業農村整備の推進に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備とは、水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、作物栽培に必要な農業用水を確保するためのダム等の建設、営農条件を改善するための水田、畠の整備、農村の環境整備などを行うものである。
- 2 ダム等の基幹的な水利施設から末端の水利施設や、ほ場に接する末端の排水路から幹線排水路を経て排水機場や河川へと続く一連の用排水施設の建設・管理・更新を繰り返す長い歴史を通し、規模に応じて国、都道府県、土地改良区等の役割分担が定着した。
- 3 農業生産基盤の整備とは、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農地・農業用水を良好な営農条件を具備した状態で確保することであり、その有効利用を図ることによって、国内の食料自給力の維持向上などが図られる。
- 4 農業生産基盤の整備は、農業の生産性の向上、作物の生産量の増大、作付体系の転換等の水田の高度利用、担い手の経営規模の拡大、農産物流通の合理化、農村の生活環境や自然環境の整備・保全、農業の多面的機能の発揮等を図る目的で行われる。

(問3) 農業用排水施設の整備や農業用水に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 用排水施設の整備において、作物の生育に必要な農業用水の確保や適期・適量の用水の供給等を目的とする排水改良の事業の場合は、地域に適したダム、頭首工、用水機場、用水路等の新設・更新等を行う。
- 2 用排水施設の整備によって、農業用水の安定供給や農地の湛水防止が図られるため、作物の生産量の増大、作物の品質向上、農地・農業用施設の被害防止、作物栽培の選択的拡大等が図られる。
- 3 既存の用排水施設の機能診断調査を行い、これに基づく早めの補修・補強等の機能保全対策を実施するストックマネジメント手法は、ライフサイクルコストが高騰する反面、施設の突発事故件数を減少させる利点がある。
- 4 低平地の排水条件の改善や水田の乾田化を図る施設の整備によって、農業機械の利用効率の向上や米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を取り入れた営農体系への転換が図られ、新鮮な農産物の供給や農産物流通の合理化が図られる。

(問4) 農地の整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農地の整備は、農地の区画整理、農業集落道の整備、用排水路の整備、暗渠排水や農産物直売所の整備等を地域の実情に応じて総合的に行うことである。
- 2 水田の大区画化と地表排水や地下排水の改善によって、農作業効率の向上、担い手への農地の集積・集約化に伴う経営規模の拡大、水稻栽培から高収益作物栽培への転換、土地利用率の向上、耕作放棄地の発生の抑制等が図られる。
- 3 平成29年度の水田の整備状況を見ると、区画形状が30a程度以上に整備された水田面積は158万haと全水田面積の約65%を占め、50a以上の大区画に整備された水田は25万haで全体の約10%を占めている。
- 4 平成29年度の畑の整備状況を見ると、幅員3m以上の末端農道が整備された畠面積は156万haと全畠面積の約77%を占め、畠地かんがい施設が整備された面積は49万haで全体の約24%を占めており、区画整備された面積は128万haと全体の約63%を占めている。

(問 5) 農地の防災保全に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農地・農業用施設等の災害による被害の防止又は軽減を図るため、ため池改修や地すべり対策、湛水防除等のハード対策は重要視されるが、災害予測・情報伝達システムの整備等のソフト対策は期待されていない。
- 2 これまでの農地の防災保全の推進によって、平成24年度までに被害のおそれのある農地はほぼなくなり、防災情報伝達体制やハザードマップの整備がなされているため池の数を約2,200箇所（H19時点）から約3,600箇所に増加させてきた。
- 3 農地防災事業は、農業生産の維持や農業経営の安定などを図るため、農用地及び農業用施設に対する自然災害による被害の未然防止、土壌浸食の防止、農業用施設の機能回復などをを行う事業である。
- 4 農林水産省は、近年の重大ため池災害を踏まえ、ため池マップの作成等の緊急時の迅速な避難行動につなげる対策と、ため池の適切な保全管理体制の強化等の施設機能の適切な維持・補強に向けた対策に大別し、土地改良区と連携して推進することとしている。

(問 6) 農村の整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農村は、農家を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の社会基盤としての役割を有しているため、農村の活性化に資する農村の生活環境の整備は有効な施策である。
- 2 農村整備は、農業生産性の向上を図りつつ、農村の快適な生活環境と定住条件の確保を図るために、農業生産基盤と生活環境の整備を一体的・総合的に行うものである。
- 3 中山間地域は、耕地面積、農家数、農業粗生産額共に全国の約4割を占める食料供給の重要な役割を果たすほか、農業生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有している。
- 4 中山間農業地域の水田は、自然環境及び景観の保全機能、水源かん養機能、洪水調節機能の向上を図るため、平地農業地域の水田に比べて、基盤整備率は高くなっている。

(問 7) 土地改良事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農用地を対象とする土地改良事業は、事業実施区域やその周辺の環境等に負荷を与える可能性は少ないので、環境配慮義務は課されていない。
- 2 土地改良事業は、農業者の私的財産である農用地を対象としているので、埋立て、干拓事業も含めて、農業者の申請により実施されている。
- 3 土地改良事業は、土地のつながり、水系により一定の地域内の土地を事業受益地に取り込む必要があるので、事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施できる。
- 4 土地改良事業は、その対象を農用地に係るものであることを要件の一つとしているので、非農用地を取り込んでの事業は実施できない。

(問 8) 土地改良施設の管理に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良施設は、様々な事業主体により造成されているが、その管理については、その多くを受益農家で組織する土地改良区が担っている。
- 2 土地改良区が土地改良施設の管理を行う場合は、これを土地改良事業として建設事業と同様の手続を経て行わなければならない。
- 3 土地改良区が行う土地改良事業により造成された土地改良施設は、当該土地改良区が管理しなければならない。
- 4 土地改良施設の管理に要する経費については、農家自らが負担する建前となっていることから、当該経費に対する助成措置等は講じられていない。

(問 9) 土地改良法の目的に関する記述について、(A) から (D) に当てはまる組合せとして適当なものはどれか。

農業の生産性の向上、(A) の増大、農業生産の選択的拡大及び(B) の改善を図るために、農業の生産基盤を整備し、開発することが不可欠である。

このため、土地改良法は、(C) の改良、開発、保全及び(D) に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。

(A)	(B)	(C)	(D)
1 農業総所得	農業経営	未墾地	規模拡大
2 農業総生産	農業構造	農用地	集団化
3 農業総所得	経営規模	耕作放棄地	所得向上
4 農業総生産	農業所得	非農用地	集約化

(問 10) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更は、土地改良事業であり、当該施設には階段工、土留工、防風林、ため池等が含まれる。
- 2 客土、暗きよ排水、床締等の農用地の改良又は保全のため必要な事業は、土地改良事業ではない。
- 3 農用地の集団化の手法として、交換分合制度と換地制度が定められているが、交換分合制度は土地改良事業であるが、換地制度は土地改良事業ではない。
- 4 災害復旧には、津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業が含まれる。

(問 11) 土地改良事業の費用負担等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業は、規模が大きいことから農業者負担部分は高額となるため、事業完了後に年賦償還することとなっており、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 2 都道府県営土地改良事業は、土地改良法及び同法施行令に定める額の国庫補助を受けて実施され、その農業者負担部分は、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 3 団体営土地改良事業で一定規模以上のものは、土地改良法及び同法施行令に定める額の国庫補助を受けて実施され、農業者負担部分は、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 4 国庫補助の対象にならない土地改良事業であっても、一定の要件を具備するものについては、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。

(問 12) 土地改良財産の委託管理に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 管理の委託をした土地改良財産の管理により生ずる使用料等の収入は、管理受託者に帰属する。
- 2 管理の委託をした土地改良財産については、第三者に他目的に使用させ、又は収益させることはできないが、管理受託者自らが使用し、収益することができる。
- 3 国は、管理の委託をすることによって、従来有していた管理権限を全く失うわけではなく、管理受託者による管理作用を監督する権限と責任を有する。
- 4 ダムその他のえん堤及び揚水施設については、予定管理方法等において、その管理者として定められた者に管理を委託することとされている。

(問 13) 土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産は、国有財産法に規定する国有財産台帳に代わるべきものとして、土地改良施設整理台帳により整理されている。
- 2 農林水産大臣は、国営土地改良事業の施行に係る地区ごとに土地改良施設整理台帳を備えておかなければならない。
- 3 土地改良財産については、公共用財産を農林水産大臣が管理及び処分し、普通財産を財務大臣が管理及び処分する。
- 4 土地改良財産の管理及び処分事務について、農林水産大臣の権限の一部は、地方農政局長等に分掌されている。

(問 14) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営造成施設の維持管理形態には、直轄管理、委託管理及び譲与管理があり、そのほとんどが直轄管理と委託管理とで運用されている。
- 2 直轄管理は、国営造成施設のうち、その受益に係る地域が2都府県以上にわたる大規模なダムで、農林水産大臣が指定したものとされている。
- 3 委託管理の受託者には、受託に係る国営造成施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない等の義務が課せられている。
- 4 譲与管理は、直轄管理又は委託管理に適さない小規模な施設で、地方公共団体に譲与することにより運用されている。

(問 15) 土地改良財産の他の法令による管理との関係に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産である水路、堤防等の施設が河川法により河川管理施設となった場合は、原則として河川法に基づき河川管理者に譲与する。
- 2 道路法による路線の認定を受けた道路については、原則として道路法に基づき道路管理者に譲与する。
- 3 土地改良財産である干拓堤防等が海岸法による海岸保全施設となつても、土地改良財産であることに変わりはない。
- 4 農業用道路以外の施設（堤等）について、道路法による路線認定がなされ、道路以外の施設と道路との兼用工作物となつても、当該兼用工作物は、土地改良財産であることに変わりはない。

(2019年度)

問題2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

**問題2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対し
て、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

(問1) 土地改良補償要綱第8条（土地の補償額算定の基本原則）に関する記述のうち、適當なも
のはどれか。

- 1 取得する土地に建物等の物件がある場合は、土地と建物等の物件を一体なものとしての当該土地の正常な取引価格をもって補償する。
- 2 土地の附加物と称される土留設備及び階段等については、土地から独立して取引価値が認められるので、別途、移転に要する費用を補償する。
- 3 土地を取得するに当たっては、正常な取引価格をもって補償する。
- 4 火葬場、下水処理場等の設置が予想されることにより、土地の取引価格が低下した場合においては、その低下した価格で補償する。

(問2) 土地改良補償要綱第39条の2（庭木等の補償）に関する記述について、(A)～(D)
に当てはまる組合せとして、適當なものはどれか。

- ア ツゲやマキ等の樹木を宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを(A)という。
- イ アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくならない観賞樹を(B)という。
- ウ 観賞樹の価値を有する樹木で、邸宅、校庭、神社、寺院等に植え込まれたもので、高木ほど綿密な手入れを施していない樹木を(C)という。
- エ ソテツ、シュロなどのように、樹木の頂上部で葉が幹から直接繁茂し一般庭木とは対象的な樹形を呈する観賞樹を(D)という。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	生垣	株物	風致木	特殊樹
2	生垣	玉物	風致木	利用樹
3	一般庭木	株物	利用樹	利用樹
4	一般庭木	玉物	利用樹	特殊樹

(問3) 土地改良補償要綱第11条に規定する土地に関する所有権以外の権利の種類と内容に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 抵当権とは、債権の担保として債務者又は第三者から受け取った土地を占有し、他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受ける権利で担保物権である。
- 2 地上権とは、他人の土地（承役地）を自己の土地（要役地）の便益に供する権利で物権である。
- 3 地役権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用することができる権利で物権である。
- 4 入会権とは、一定地域の住民が一定の山林、原野を共同で管理し、共同で収益する権利である。

(問4) 土地改良補償要綱第15条（建物等の取得に係る補償）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 取得する土地に人工の薪炭林の立木が存するとき、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合は、当該立木を取得することはできない。
- 2 立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合とは、間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合をいう。
- 3 土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合は、取得する土地に存する立木を取得することができる。
- 4 土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要と見込まれる場合は、取得する土地に存する立木を取得することができる。

(問5) 土地改良補償要綱第19条（鉱業権、租鉱権又は採石権の消滅に係る補償）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 鉱業権は、出願中のものであっても補償の対象となる。
- 2 試掘権は、試験的に鉱物の存在を探り、採算がとれるものであるかどうか確かめるために認められるものであって、期限の制限がない権利である。
- 3 鉱業権は、物権とみなされる権利であるが、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的とはなり得ない。
- 4 鉱業権は、土地所有権と独立して併存し得る権利であって、起業者が土地所有者から土地を使用する権利を取得しても鉱業権は消滅しない。

(問6) 土地改良補償要綱第21条（水を利用する権利に係る補償）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 水を利用する権利の消滅とは、事業の施行により全面的に、又は部分的に水を利用する権利の行使が不可能となる場合をいう。
- 2 鉱工業用水利権を消滅させる補償額は、当該水利権をその用に供している事業の平均年間純収益額の水利権消滅による減少額を年利率10%で除して得た額である。
- 3 水を利用する権利とは、行政官庁の特許又は慣行によって生じ、公水を継続的、排他的に利用する権利でかんがい、飲料、鉱工業、発電等の目的のため使用する権利をいう。
- 4 飲料用水利権を消滅させる補償額は、その障害を除去し、又は予防する施設の設置が可能かつ適当である場合は、その施設の設置若しくは改造を行って提供し、又はその設置若しくは改造に要する費用相当額である。

(問7) 土地改良補償要綱第23条（空間又は地下の使用に係る補償）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業に伴い工作物を純農地の地下に設置する場合の取扱いは、土被りが0.5メートル以上50メートル以下の範囲である。
- 2 国営土地改良事業に伴う区分地上権の設定期間は、設置する施設により異なり、管水路の場合は50年、トンネルの場合は90年である。
- 3 空間又は地下の使用に対しては、土地の使用に係る補償の規定により算定した額に、土地の利用が妨げられる程度に応じて、適正に定めた割合を乗じて得た額を補償する。
- 4 空間又は地下の使用が長期にわたるときは、一般には使用期間が100年以上にわたる場合である。

(問8) 土地改良補償要綱第29条及び第30条の動産に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 木材、薪炭、石炭、砂利、庭石、鉄鋼、据付けしていない機械器具又は金庫その他の動産で容積及び重量で台数積算を行うのが適当なものは、一般動産として算定する。
- 2 土地等の取得又は使用に伴い移転する動産を、他に一時保管する必要があると認められるときは、その保管に通常要する費用を補償する。
- 3 屋内動産とは、居住用家財、店頭商品、事務用什器その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なものをいう。
- 4 土地等を使用した場合において、使用完了後に従前地に移転する動産に対する補償額は、従前地から移転した移転料と同額とし、土地等の返還後に補償する。

(問 9) 土地改良補償要綱第34条（祭し料）の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 祭し料は、神社、仏閣、教会、墓地等の宗教上の施設の種類、格式及び移転規模等並びに移転に際して行われる諸制式、宗派及び当該地方の慣行等を考慮し、解体式、しゅん功式等に要する費用を適正に算定し補償する。
- 2 仏閣の移転及び墳墓の改葬には、僧侶の奉仕料（布施料）、供物料及び法要費等を必要とするが、この費用については、宗教上の慣行等により、通常行われている程度に応じて算定し補償する。
- 3 神官、僧侶、牧師等が居住の用に供している建物を移転させる場合であっても、宗教上の施設に関連しているので、建物等の移転費に祭し料を加えて適正に算定し補償する。
- 4 個々の墳墓の改葬に伴う弔祭料は、読経供養費、供花供物費その他通常必要な費用を適正に算定し補償する。

(問 10) 土地改良補償要綱第37条（用材林及び薪炭林の立木の伐採補償）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等の選定ができないことによって伐採搬出に要する費用が増加する場合であっても、当該増加分については補償することができない。
- 2 薪炭林の台木については、将来の各伐期における推定純収益の前価合計額を補償する。
- 3 伐期末到達立木であって、市場価格のない天然生林については、伐期における当該立木の価格の後価額をもって補償する。
- 4 用材林の伐期末到達立木で市場価格のある立木については、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額を補償する。

(問 11) 土地改良補償要綱第39条（竹林の補償）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 竹林を伐採することが相当であると認められる場合は、当該竹林の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 2 竹林の取引事例がない場合は、当該竹林の平均年間純収益を資本還元した額と伐採除却に要する費用相当額との合計額から、伐採により発生した材料の価格を控除したものを補償する。
- 3 竹林を移植することが相当であると認められるときは、移植に通常必要となる費用及び枯損により通常生ずる損失を補償することになるが、減収による損失は除かれる。
- 4 竹林の平均年間純収益とは、竹林、筍等の平均年間粗収入から肥料費、機具費、労働費及び地代等の経営費を控除した額である。

(問 12) 土地改良補償要綱第41条（営業休止等の補償）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 固定的な経費である公租公課は、固定資産税、都市計画税、自動車税等のほか、営業収益又は所得に応じて課税される法人税、所得税及び印紙税、登録免許税である。
- 2 通常営業を一時休止する必要があると認められるときの補償額は、通常休業を必要とする期間中の収益減（個人経営の場合は所得減）である。
- 3 通常営業を一時休止する必要があると認められるときの補償額は、通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額である。
- 4 固定的な経費である従業員のための法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料、雇用保険料等の社会保険料のうち雇主の負担となる額である。

(問 13) 土地改良補償要綱第18条（漁業権等の消滅に係る補償）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 漁業権の存続期間は、定置漁業又は区画漁業にあっては20年、共同漁業にあっては30年である。
- 2 補償額を算定する場合の魚価は、時価を基準とし、地域別、時期別及び漁法別の格差を勘案した魚種別の価格とし、販売手数料は控除しない。
- 3 補償額を算定する場合の平均魚種別漁獲量は、当該地域における実情を調査し、統計及び税務申告書等の資料を参照して定めるものとし、自家消費に当てられたものは含まない。
- 4 自由漁業の場合における漁業権の消滅に係る補償を受ける者は、当該漁場の周辺において免許を有する漁業協同組合の組合員と同程度の年間操業実績を有している者である。

(問 14) 土地改良補償要綱第51条（残地等に関する工事費の補償）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 残地等に関する工事費の補償は原則として金銭補償であるが、土地等の権利者からの要求が相当であり、真に止むを得ないものとして認められる場合は、現物補償に代えることができる。
- 2 事業の施行に伴い生ずる不利益又は損失を防止するための工事である騒音防止施設の設置が必要と認められる場合は、通常生ずる損失として補償することができる。
- 3 工事に伴い田の一部を取得されることにより、残地に畦畔の設置や用排水路の付替を行う必要があると認められる場合は、みぞ等の設置に要する費用を補償する。
- 4 工事に伴い宅地の一部を取得されることにより、建物と道路面との間に高低差が生じ、宅地への進入路等の設置が必要と認められる場合は、これら設置に要する費用を補償する。

(問 15) 土地改良補償要綱第 54 条（養植物補償）及び第 55 条（特産物補償）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 養植物を移植することが不可能なときは、立毛補償の規定を準じて補償を行うことができる。
- 2 養植物の藻類又は魚介類を他に移植することが相当であると認められる場合で、移植に要する経費として補償できるのは、荷造り、運搬費のみである。
- 3 特産物補償には、地域住民が自由に採取できる野生のわらび、ぜんまい等いわゆる天恵物も含まれる。
- 4 特産物を移植することが不可能である場合は、当該特産物を収穫することによって得られる平年の純収益を年利率 5 パーセントで資本還元した額を補償する。

(問 16) 公共補償基準要綱第 3 条（用語の定義）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共事業とは、土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業をいう。
- 2 公共施設とは、公共事業の用に供する施設をいい、当該事業完成後特定の個人の使用に供されている施設も含まれる。
- 3 公共的施設とは、村落共同体その他の地縁的性格を有する者が設置し、又は管理する施設で、用排水路、溜池、揚水機場、道路等の施設をいう。
- 4 機能回復とは、既存公共施設等の機能を中断することなく、技術的、経済的に可能な範囲で、合理的な形で従前と同程度に、現実に回復させることである。

(問 17) 公共補償基準要綱第 12 条（法令の規定等に基づく機能回復の特例）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 法令の規定等に基づく機能回復の特例でいう法令とは、公共施設等を一定の構造等のものとすべきとされている法令及び条例をいい、要綱等の行政指導は含まない。
- 2 既存公共施設等の機能回復に当たり、建築基準法等法令の規定により当該公共施設等を一定の規格、構造等のものとする義務が課されている場合においては、機能回復の限度を超える部分の一部を補償することができる。
- 3 公共施設等を一定の構造等のものとする義務が課されている場合とは、既存公共施設等に代替する公共施設等が建築基準法の規定により建築物の種類、使用材料及び施設等について一定の構造等のものとすることが義務づけられる場合等をいう。
- 4 公共施設等を一定の構造等のものとする義務が課されている場合の補償額は、改良に要する費用のうち当該施設の種類、規模及び構造等を総合的に考慮して算定した必要最小限度の費用について適正に算定する。

(問 18) 公共補償基準要綱第18条（工事の施行に伴う一時的な行政需要の増大に対する費用の負担）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 一時的な行政需要の増大に対する費用を負担することができる場合とは、公共事業の工事期間中に限り、当該工事により流入する労務者等の一時的な人口増加に伴い、小中学校、診療所等を充足するための費用を負担する場合等をいう。
- 2 公共事業の施行に当たり地方公共団体が積極的に協力し、用地取得が著しく早められると認められる場合には、それらに要する職員の人事費、会議費、会場借上費等の費用を負担することができる。
- 3 公共事業の起業者は、地方公共団体が当該公共事業の行政需要を充足するために必要な公共施設を建設する等の財政支出をするときは、これらの措置をとるために必要な費用の全てを負担することができる。
- 4 行政需要の増大に対する費用の負担ができるための必要な要件の一つとして、財政支出は、当該行政需要を充足するために必要な公共施設の建設等の費用に限定される。

(問 19) 事業損失の受忍限度の判定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 日照阻害では、「都心の密集したビル街やこれに類似した商業地域については、すべての者に日照を分かち与えることは無理であり、都心の発展や再開発のため犠牲とされてもやむを得ないが、都心を離れた住宅地においては日照・通風の利益が守られる度合いは高められてよい。」とする判例がある。
- 2 損害等を受ける者が、当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は、受忍限度の判定に当たっての重要な要素であり、日照阻害と電波障害の費用負担基準においては、後住者に対しては、費用負担の対象としない。
- 3 事業損失に係る費用負担の必要性の判定基準が定型化されているもの（中央用地対策連絡協議会理事会決定）として、日照阻害、電波障害、水枯渇、地盤変動による建物等の損害等及び騒音・振動による養鶏の産卵率低下がある。
- 4 損害等の発生を防止するため最善の措置を講じたならば、損害等の発生を回避又は軽減できたであろうと認められる場合で、最善の努力をしなかったため損害等が生じたときは、当該損害等は、受忍限度を超えると推定されている例がある。

(問 20) 事業損失の類型に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 事業損失の原因による類型には、火葬場、伝染病院等の当該事業の性格が社会的に好まれないものや、土地、家屋等の物件の損傷又は交換価値の低落によるものがある。
- 2 事業損失の発生状態による類型には、工事中に生ずる騒音、振動、水質汚濁等の一時的に発生するものと、交通騒音、日照阻害、電波障害、煙害等の継続的に発生するものがある。
- 3 事業損失の結果による類型には、工事の騒音・振動、地盤変動等建設工事がもたらすことによるものや、煙害、交通騒音、日照阻害等の公共事業の活動や施設の形状によって生ずるものがある。
- 4 事業損失の侵害の性質による類型には、騒音、振動等の与えるべきでないのに与えたときの受動的侵害によるものと、日照阻害、電波障害等の相手が享受していたものを享受できないようにしたときの能動的侵害がある。

(2019年度)

問 題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地収用法の目的及び土地を収用し、又は使用することができる事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等について、収用又は使用する場合の要件、手続、効果及び損失の補償等を定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。
- 2 土地等の強制取得に関する法律制度としては、土地収用法のほか、特別法として土地改良法、道路法、河川法、都市計画法、住宅地区改良法、鉱業法、採石法及び森林法等がある。
- 3 事業を施行する上で必要不可欠な工事用道路、土捨場及び資材置場等の設置に関する事業も収用適格事業としている。
- 4 事業主体は、国や地方公共団体に限定されているわけではなく、営利を目的とする会社等が行う事業であっても、地方鉄道、電気工作物及びガス工作物にあっては、その事業の用に供する限りにおいては収用権が認められている。

(問2) 事業説明会の留意事項に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 事業説明会は、事業施行予定地内の土地の登記記録で調査の上、その登記上の権利者に対し通知すれば足りる。
- 2 起工を承諾したということは、権利提供の同意があったものとみなされるため、事業説明会の開催案内について通知する必要がない。
- 3 事業の施行を予定する土地と異なる土地の区域によって事業認定の申請をすることは、事前説明会を実施していない事業についての事業認定申請を行うこととなり許されない。
- 4 事業説明会においては、事業の反対活動が暴力化することがあっても、関係権利者からの承諾がなければ説明会を打ち切ることはできない。

(問 3) 事業認定の効力に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業認定の要件に合致した事業について、事業の認定を得るには、事業認定申請書及びその添付書類を関係市町村ごとに2週間公衆の縦覧に供する等の手続を経て認可告示されるものであり、事業の認定の効力は、その告示があった日から生ずる。
- 2 事業の認定の効力は、告示の日から1年以内に裁決の申請をしないとき、又は4年以内に明渡裁決の申立てがないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失う。
- 3 事業を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなった場合において、都道府県知事がその旨を告示したときは、事業の認定は、その告示があった日から将来に向かって、その効力を失う。
- 4 収用又は使用の手続を保留した土地について、事業の認定の告示の日から5年以内に手続開始の申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日から将来に向かって、その効力を失う。

(問 4) 収用又は使用の手続に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者は、土地所有者及び関係人（過失なくして知ることができない者を除く。以下同じ。）並びに関係市町村長を立ち会わせた上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。
- 2 土地所有者及び関係人のうちに署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、都道府県知事の署名押印を求めなければならない。
- 3 土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。
- 4 土地所有者及び関係人が著しく多数となり、かつ、権利者一人当たりの補償金が僅少であるような通常の想定を超える場合においては、土地調書及び物件調書の作成を省略することができる。

(問5) 収用又は使用の効果に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業者は、裁決において定められた権利取得の時期又は明渡しの期限までに裁決に係る補償金等の払渡し等をしなかった場合であっても、権利取得裁決はその効力を失わない。
- 2 土地を収用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は消滅し、差押え等の効力は失われる。
- 3 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得する。
- 4 明渡裁決があったときは、土地及び土地にある物件の占有者は、裁決に定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない。

(問6) 業務請負契約書に規定する地元関係者との交渉等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 業務請負契約書に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うが、受注者は、監督職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。
- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、直ちに行うものとし、関係権利者には、工事の実施時期や補償の考え方を説明しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、又は監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を隨時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、用地調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立ち会うとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

(問 7) 個人情報の取扱いに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示し、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を取得しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 受注者は、業務で知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないが、業務請負契約が終了し、又は解除された後においては、責務を免れる。

(問 8) 行政情報流出防止対策の強化に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 受注者は、自らの判断により業務の履行に関して取り扱う行政情報を業務の目的以外に使用することができる。
- 2 受注者は、業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報については、業務の実施完了後又は実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却する。
- 3 受注者は、業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに監督職員に報告し、発注者が事故の再発防止の措置を講ずる。
- 4 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合において、再委託先業者に対しては、行政情報の流出防止対策に関する指導を行うことを免除される。

(問 9) 建物の登記記録の調査に係る登記事項に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物の所在地、所在地の地目及び地積、不動産番号、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 2 仮登記等がある場合は、その内容並びに権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名又は名称及び住所又は所在地、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 4 登記名義人の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに権利者が登記名義人の相続人であるときは、その相続関係

(問 10) 公共用地境界の打合せ並びに資料の作成及び立会いに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 調査区域内に、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定の方法について管轄する登記所の登記官の指示に基づき打合せを行う。
- 2 公共用地管理者等との打合せが完了したときは、公共用地境界の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行う。
- 3 転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行う。
- 4 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助する。

(問 11) 境界立会いの手順に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者、市町村及び監督職員の同意を得る。
- 2 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、図面等を保有する権利者の立場を優先的に作業を行う。
- 3 表示した境界点について関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉢（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置する。
- 4 確認した境界点については、原則として、赤色のペイントを着色する。なお、境界石標等が埋設されているときは、黄色のペイントで着色する。

(問 12) 建物等の配置図の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物等の配置図は、敷地境界線及び方位を明確に記入し、方位は、原則として、図面の上方を北の方位として図面右上部に記入する。
- 2 建物等の配置図は、建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）及び借家人を単位として作成する。
- 3 建物等配置図の縮尺は、原則として、建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木等は、250分の1又は500分の1及び庭園、墳墓、庭木等は、200分の1又は300分の1とする。
- 4 建物等の配置図には、土地の取得等の予定線を黄色の破線で記入する。

(問 13) 営業及び動産に係る補償額の算定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で行う。
- 2 営業に関する補償で仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受ける。
- 3 動産移転料の算定は、営業調査に係る調査書及び居住者等調査に係る調査書を基に動産要領により行う。
- 4 動産移転料を算定する場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴する。

(問 14) 補償説明に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うことをいう。
- 2 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、監督職員及び地元精通者との打合せの結果を踏まえ、当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討等を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について、関係権利者と協議する。
- 3 権利者に対する説明は、2名以上の者を一組として権利者と面接することとし、また、権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得ておく。
- 4 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情その他必要となる事項について説明を受ける。

(問 15) 保安林解除等申請図書の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 保安林解除等申請図書の作成とは、土地改良事業計画の概要図、公共用地境界確定図書、保安林解除等申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書の作成とは、土地改良法、砂防法、森林法及び同法施行規則に規定する保安林解除の手続に要する関係書面を作成することをいう。
- 3 保安林解除等申請図書は、土地改良法、砂防法、森林法及び同法施行規則並びに国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に定めるところに従うほか、保安林解除等申請図書作成要領及び林野庁職員の指示により行う。
- 4 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に規定する国有林野の使用申請手続に要する関係書面を作成することをいう。

